

京都市告示第196号

令和2年12月7日京都市告示第448号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和5年6月15日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人 ドネーションシップ わかちあいに対する 寄附金	京都市東山区東大路松原上 る五丁目月見町3番地	当該法人の 主たる目的 である業務	令和2年11月11 日から令和7年11 月10日までに支出 された寄附金

(行財政局税務部税制課)